振動規制法施行令 (一部抜粋)

(特定施設)

第一条 振動規制法(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

別表第一(第一条、第三条関係)

- 一 金属加工機械
 - イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
 - ロ 機械プレス
 - ハ せん断機(原動機の定格出力が一キロワット以上のものに限る。)
 - 二 鍛造機
 - ホ ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が三七・五キロワット以上のものに限る。)
- 二 圧縮機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)
- 三 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)
- 四 織機(原動機を用いるものに限る。)
- 五 コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が二・九五キロワット以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が一〇キロワット以上のものに限る。)
- 六 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー(原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。)
- 七 印刷機械(原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。)
- 八 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格 出力が三〇キロワット以上のものに限る。)
- 九 合成樹脂用射出成形機
- 十 鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)